

平成 30 年度第 2 回監査結果報告書

1 監査の種類

行政監査及び定期監査

2 監査の対象部局

(1) 総務市民部

廃棄物対策課

(2) 都市整備部

建築住宅課、市営住宅管理センター

(3) 上下水道部

下水道推進課

(4) 会計課

(5) 教育部

教育総務課、学校教育課、教育研究センター、西小学校、永寿小学校、第五中学校、東幼稚園

3 監査の実施時期

平成 30 年 11 月 2 日～平成 31 年 2 月 26 日

4 監査の対象期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の方法

監査対象部局等における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 総務市民部

① 廃棄物対策課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市安全衛生委員会規則第6条第1項に基づく清掃安全衛生委員会は、同規則第4条第3項を準用し、原則として、毎月1回会議を開催するものとするとしているが、平成29年度の開催回数は0回であった。

イ. 現金出納員が、現金出納簿の確認印を押していない。

(2) 都市整備部

① 建築住宅課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 市営住宅管理センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(3) 上下水道部

① 下水道推進課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(4) 会計課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(5) 教育部

① 教育総務課

所管する事務事業全般について実施。

ア．貝塚市安全衛生委員会規則第 6 条第 1 項に基づく教育委員会安全衛生委員会は、同規則第 4 条第 3 項を準用し、原則として、毎月 1 回会議を開催するものとするとしているが、平成 29 年度の開催回数は 1 回であった。

② 学校教育課

所管する事務事業全般について実施。

ア．平成 25 年 3 月 27 日付け、貝監第 98 号にて「学校園医報酬額について、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項で、報酬額は条例で定めなければならないとされているが、定められていない。」と指摘したが、現在も定められていない。

③ 教育研究センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 学校・幼稚園

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．市営住宅管理人に要求される業務が時代とともに変容しており、また、現在配置されていない住宅もあることなどから、今後、管理人のあり方について、廃止も含め検討されたい。

イ．個人情報の漏洩等の事案が発生した場合における、庁内の情報共有や措置、対策に関する体制の整備を図られたい。